

令和3年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○日時 令和3年12月3日(金) 午前9時30分～午後11時08分

○場所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	村尾光子
委員	○	伊藤陽一	委員	○	貝木幸男
委員	○	大島昌弘	委員	×	高橋芳市
			出席 5人 欠席 1人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	小谷野雅美	総務部長	手塚均
市民生活部長	山中利明	総合政策課長	五月女治
市民協働推進課長	根本宣明	総務人事課長	倉井和行
財政課長	伊澤巳佐雄	市民課長	川嶋恵美子

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	谷田貝明夫	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 石田陽一 委員長

3. 概要録署名委員の指名 貝木幸男 委員

4. 事件

(1) 付託議案等審査について

補足説明

- 総務部長：議案第65号工事変更請負契約(南河内小中学校建設工事設計変更)の契約に関する部分について、補足説明をさせていただく。当該工事の設計変

更については、変更の工事内容が当該工事と不可分な工事であるため、予算の範囲内で下野市設計変更事務取扱要領に基づき、請負契約の変更を行いたく、議会の議決を求めるものである。変更金額は、7,172万円で、当初請負金額の2.3%である。当該工事は、令和2年第2回臨時会において工事請負契約の議決をいただき、令和4年4月の南河内小中学校開校に向け施工している。変更の際には、下野市設計変更事務取扱要領第4条で規定する設計変更の範囲において、変更見込み金額は請負金額の30%以内、あるいは施工中の工事と分離して施工が困難な場合においては変更契約により行うことができるとされている。また、第8条で規定する契約変更の手続きにおいて、変更見込み金額が請負代金の10%以下の工事については、工期末までに変更を行うことで足りるとしており、今回の事案においては、いずれの規定も満たしていることから、変更請負契約の締結をさせていただくものである。

- 市民生活部長：議案第61号下野市国民健康保険条例の一部改正について、令和4年4月1日施行と説明したが、令和4年1月からの施行であるため訂正する。本会議最終日に改めて訂正させていただく。

議案第54号 令和3年度下野市一般会計補正予算(第8号) 【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

17款2項1目 総務費県補助金

- 村尾副委員長：わがまちつながり構築事業補助金について、対象事業を伺う。
- 総合政策課長：対象事業は3件であり、総務常任委員会所管で「地域公共交通でつなぐ地域の宝1市2町連携プロジェクト事業」、教育委員会所管2件で「1市2町連携歴史まちづくり事業」及び「天平の桜歌会事業」である。
- 村尾副委員長：それぞれの金額を伺う。
- 総合政策課長：広域公共交通でつなぐ地域の宝1市2町連携プロジェクト事業が300万円、1市2町連携歴史のまちづくり事業が87万6,274円、天平の桜歌会事業が43万2,800円である。

22款4項2目 弁償金

- 村尾副委員長：地域イントラネット電柱共架移転補償費及び光ファイバーケーブル破損弁償金は、それぞれどこから収入があるのか。また破損した理由について伺う。
- 総合政策課長：地域イントラネット電柱共架移転補償費は、県道栃木二宮線道路拡張に伴う栃木土木事務所からの移転補償費である。光ファイバーケーブル破損弁償金は、三王山地内の県道宇都宮結城線沿いの砂利採取場の出入口

で破損したものについて、運輸会社からの弁償金である。

[歳出]

2款1項4目 財政管理費

- 伊藤委員：ふるさと納税について、委託先のサイネックスへ支払う委託料は寄附額のどの程度の割合なのか伺う。
- 財政課長：ふるさと納税の委託先サイネックスへの支払いについては、ふるさと納税返礼品発送業務として、寄附額の10%を委託料として支払う。
- 伊藤委員：全国の還元率をみると、1位は大阪府泉佐野市の黒毛和牛、2位は伊万里牛、3位は博多牛もつ、以降、鹿児島黒毛和牛、佐賀和牛、四万十ひすい餃子と続き、ふるさとの特徴が出ている。本市で還元率が高いものは、何になるのか。
- 財政課長：昨年度までの実績では、本市特産のいちごが上位を占めている。ふるさと納税の流出額が多いこともあり、今年度は返礼品の拡充を行っている。本市で扱いのない牛肉やお米が他市で人気があるため、地元の牧場経営者からの牛肉とお米を返礼品として拡充した。できるだけ流出額を埋められるよう推進を図っている。
- 伊藤委員：HPで返礼品を見ると、米や牛肉などは下野市産と分かりづらい。もう少し地元らしさが出るよう表現方法を改善し、分かりやすくしてほしい。
- 村尾副委員長：ふるさと納税の返礼品は、前年に比べ品目が増えた。その中に、缶チューハイやハイボールなどもあり、人気がある。なぜ下野市産でないものが返礼品に選択されるのか。
- 財政課長：地元の工場でサワーとハイボールが製造されている。市内で製造されたものについては、返礼品として扱えるため、今年度から取り扱いをしている。
- 村尾副委員長：市内の工場で製造との表示が必要ではないか。
- 財政課長：HPページの下の方には、説明書きを載せている。分かりやすくなるよう記載について改善していきたい。

2款1項6目 財産管理費

- 貝木委員：備品購入費の自動車購入費について、3台分と説明を受けたが、すべて電気自動車なのか。
- 総務人事課長：3台は電気自動車のリーフを予定している。現在3台あり、災害時の避難所の電源確保として予定しているが、コロナの感染者が出た場合には、一般の方とは別の避難所を設ける必要があること想定し、3台を追加購入するものである。
- 大島委員：工事請負費の電気自動車充電器電源増設について、道の駅では自動車メーカーからの寄附であったが、今はそういった寄附等はないのか。また、

電気自動車充電器の稼働状況と、電気自動車3台の追加購入により総数は何台になるのか伺う。

- 総務人事課長：現在、自動車メーカーからの助成金等はない。充電器の稼働状況については、現在3台の電気自動車を所有し、使用後は車庫に戻った時点で充電することとしており、3か所の電源が常に稼働している。今回3台追加購入するため、合計6台の電気自動車を所有することになる。工事については、現在3か所ある電源を6か所に増やし、さらに電気自動車が増えた場合を想定し、分電盤の工事も予定している。
- 大島委員：非常時などに必要な急速充電機能もついているのか。
- 総務人事課長：電気自動車充電器について、附属棟に設置するものは急速のものではなく通常のを6か所設置する。

2款1項11目 情報管理費

- 伊藤委員：情報ネットワーク管理事業について、修繕料の内容を伺う。
- 総合政策課長：電柱の移転を予定しているものである。地権者の都合により、電柱移転が必要な部分の経費として計上している。現時点で、箇所が確定している不足分が5本あり、下半期分を7本と推計し、合わせて12本分を計上するものである。

2款1項14目 自治振興費

- 貝木委員：友好都市協定締結記念品10万円について、どのようなものを予定しているのか伺う。
- 市民協働推進課長：記念品については、大嘗祭で詠まれた歌が彫り込まれた日光杉使用の銘板を考えている。庁舎に大きめのものを1つと、先方の出席者10名に小さめの短冊状のものを考えている。
- 貝木委員：下野市としての記念品であるので、かんばんなども添えていただきたい。

- 村尾副委員長：市民活動センター事業の庁用器具について、どのようなものを購入予定なのか。
- 市民協働推進課長：生涯学習情報センター閉館後、再利用の検討や見積りの取り直しなどにより精査し、総括して計上した。内訳は、事務机及び机用ワゴン、会議用テーブル、ポータブルアンプ、マイク、Webカメラ、ホワイトボード、紙折り機などである。

3款1項1目 社会福祉総務費

- 村尾副委員長：国民健康保険特別会計繰出金886万7,000円の算出根拠を伺

う。

- 市民課長：繰出金は、保険基盤安定負担金の確定に伴う増額である。確定額が2億7,548万1,000円、令和3年度当初予算額が2億6,661万4,000円で、差引き補正が886万7,000円である。
- 村尾副委員長：法負担分が決定したということによいか。
- 市民課長：お見込みのとおり。

[給与費明細書]

- 村尾副委員長：その他の特別職の報酬額について、1,798万2,000円増加しているが、人数の変更がない。コロナワクチン接種従事者の一人当たりの報酬が高くなったということか。
- 総務人事課長：コロナワクチン接種に係る医師の報酬の増額である。1回目と2回目で同様の方が接種すると想定したため、人数の変更はない。
- 村尾副委員長：会計年度任用職員について、人数が変わらないのに報酬や職員手当が増えているのはなぜか。
- 総務人事課長：コロナワクチン接種関係の1名分である。

[新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金]

- 村尾副委員長：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業明細によると、顔認証機能付サーマルカメラを多く購入しているが、認証したデータはどのような取り扱いをしているのか。
- 総務人事課長：庁舎に設置したサーマルカメラについては、顔認証機能は使用せず、体温測定のみである。
- 村尾副委員長：庁舎では記録が保存されることはなく、その場限りの体温測定ということか。
- 総務人事課長：お見込みのとおり。
- 村尾副委員長：庁舎以外に設置されたものの運用について把握しているか。
- 市民協働推進課長：コミュニティセンターに3台設置している。顔認証機能のデータの取り扱いについては、庁舎と同様である。
- 村尾副委員長：体温測定だけであれば簡便な機器もあるが、顔認証機能付きでないといけなかったのか。
- 総務人事課長：ハンディタイプについては健康増進課で所有しているが、施設に設置するものとなると、入口に置くスタンドタイプで、利用者が自身で測定できるものになる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第55号 令和3年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

[歳入]

7款1項 一般会計繰入金

- 村尾副委員長：一般会計からの保険基盤安定繰入金について、大部分が基金積立金になっている理由を伺う。
- 市民課長：保険基盤安定負担金の確定に伴うものであり、基金積立金に計上しているが、収入と支出の調整をするための額である。積立金に関しては、今後、県への納付金支払いや保険事業実施に係る経費が必要となった場合には、積み立てできなくなる。年度末に調整するため、この額を積み立てできるとは限らない。
- 村尾副委員長：財源調整はわからなくもないが、市が負担すべき保健基盤安定負担金の額が決まったということは、基金からの充当などによりすでに支出しているということになるのか。
- 市民課長：基金は取り崩していないので、基金からの繰り入れではない。国民健康保険特別会計の中で調整し、支出している。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第56号 令和3年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

[歳入]

3款1項 一般会計繰入金

- 村尾副委員長：保険基盤安定繰入金は、市の法定負担金であると思うが、保険実施主体の広域連合に保険料として支払うということによいか。
- 市民課長：お見込みのとおり。
- 大島委員：後期高齢者医療は、月ごとに納付金が増えるのか。また、前年度と比較した後期高齢者の人数について伺う
- 市民課長：後期高齢者医療は、実施主体の広域連合において算定しており、前年度の状況や人数についての出納を見込み納付金が算定されている。後期高齢者医療の被保険者数については、令和3年3月31日現在で7,312人である。令和2年3月31日現在では7,276人であり、年間36人増加している。直近の令和3年10月31日現在では7,406人である。保険基盤安定負担金の対象者人数については、当初4,263人で算定していたが、確定額は4,398人分となり、その分の補正である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

《質疑・意見》

- 伊藤委員：第3条で事業内容、第4条で利用者の範囲を定めているが、以前、ボランティアなどの市民活動をしている方々が活動しやすくなる拠点と説明を受けた。また、ボランティアをしている市民のほかに、ボランティアを望む市民のための懸け橋となってほしいと伝え、対応するとの返答であった。第3条及び第4条の文面ではわかりづらいため説明をお願いします。
- 市民協働推進課長：現在、施設の改修を進めているが、市民活動の機能については、ワーキンググループに社会福祉協議会のボランティアセンター長及び生涯学習情報センター長を含め検討を行い、連携が重要ということで条例に記載した。第3条の(2)では、案内や相談に関することとし、ボランティア活動をする団体の相談、活動のアドバイス、情報を知りたい方への対応や仲介・紹介などを想定している。(4)の市民活動を行う人材の育成では、現在、講座の検討をしているが、市民活動の入門や団体活動の在り方などのニーズを把握し、活動につながるような講座の展開を予定している。第4条に市民活動を行う個人・団体とあるが、実際に活動をしている方のほか、今後ボランティア活動を考えている方への相談にも対応し、生涯学習情報センターの各種バンクとの連携が図れるよう進めていきたい。
- 村尾副委員長：生涯学習情報センターに利用登録していた団体よりも、利用範囲が広がることになるのか。
- 市民協働推進課長：市内には様々な市民活動団体がいると認識しており、社会福祉協議会のボランティアセンター登録団体、生涯学習情報センター登録団体も登録可能となる。市民活動を行う団体であれば登録可能ということになる。
- 村尾副委員長：今までと同じ内容とを感じるが、変更点はあるのか。
- 市民協働推進課長：変更点は、NPO法人の利用登録を視野に入れていることである。NPO法人を含め、市民活動団体・個人の方が市民活動センターにおいて共同の事業実現や連携をし、新たな事業展開をすることを想定している。
- 村尾副委員長：これまでNPO法人は対象ではなかったのか。
- 市民協働推進課長：生涯学習情報センターの利用登録団体として、ひとつのNPO法人が含まれていた。
- 村尾副委員長：以前、説明を受けた際に、利用できる対象を広げてほしいと要望があったと思うが、あくまでも利用対象としているのは、地域貢献活動をするような団体・個人であり、趣味の活動団体は対象外ということか。
- 市民協働推進課長：個人の趣味の範囲にとどまるのであれば、公民館等で活動していただきたい。取り組んできた活動を何らかの形で不特定多数の方に還元する場合は市民活動と捉え、受け入れたいと考えている。
- 村尾副委員長：生涯学習情報センターで運営している情報サイト「ゆうがおネ

ット」については、市民活動センターに移るのか。

- 市民協働推進課長：「ゆうがおネット」については、市民活動センターの開所に合わせ、所管が市民協働推進課に変更となる。
- 村尾副委員長：所管が市民協働推進課になった場合、運営は市民活動センターが行うのか。
- 市民協働推進課長：管理運営については、市民活動センターとなる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第61号 下野市国民健康保険条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 村尾副委員長：現在の出産費用は、どのくらいかかるのか。
- 市民課長：出産費用について、厚生労働省保健局の集計による診療所・助産所等の全出産施設の出産費用全国平均は、令和元年度で52万4,000円である。平成26年度は49万9,000円との数値がでている。
- 大島委員：出産費用が52万4,000円であり、本市の一時金は40万8,000円であるが、県内で統一されているのか。
- 市民課長：今回の法改正は、国の法令に基づくものである。法令根拠は令和3年8月4日に交付された「健康保険法施行令等の一部を改正する法令」によるものである。全国市町村の国民健康保険やその他社会保険等も、この法令根拠に基づき改正を行うものである。
- 貝木委員：「健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を加算する」とあるが、必要と認めるのはどのような場合か。
- 市民課長：現在被保険者が出産した際に、出産育児一時金として40万4,000円を支給している。産科医療保障制度に加入する分娩機関等で出産した場合、保証制度掛金分の費用として1万6,000円を加算し、総額42万円を支給している。この度、産科医療保障制度の見直しがあり、令和4年1月1日から掛金が1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げとなったため、出産育児一時金を4,000円増額し、総額を42万円とする改正である。総額42万円を維持するため、条例改正と規則改正を行う必要がある。
- 貝木委員：加算とはどのような場合なのか。
- 市民課長：3万円の上限については、産科医療保障制度の掛け金が当初3万円だったことによるものである。
- 貝木委員：43万8,000円が支払われる場合はないということか。
- 市民課長：お見込みのとおり。総額42万円と健康保険法で定められている。
- 貝木委員：3万円を上限加算とあるので、最高額は43万8,000円となるので

はないか。

- 市民課長：40万8,000円に上限3万円の加算との解釈もできるが、健康保険法に基づき、総額42万円を維持するとして改正している。
- 貝木委員：改正案と現行で同じことが書かれている。上限加算とは、どのようなケースなのか。すべて42万円になるということか。
- 市民課長：当初、出産育児一時金39万円と産科医療保障制度3万円を合わせた42万円です。この42万円を維持しようとするのが国の考えである。
- 貝木委員：加算部分について、条例の見直しが必要なのではないか。
- 市民課長：国から修正案として示されたものを改正案として出している。国から改正が通達されれば指示に従い改正していく。
- 貝木委員：勘違いする方もいるのではないかと思う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

5. その他

・令和2年国勢調査人口等基本集計結果について

- 総合政策課長：資料に基づき説明。
- 村尾副委員長：結果について、人口や産業構造により市町村類型は変わるのか。
- 総合政策課長：そこまでの分析は進んでいない。
- 村尾副委員長：わかり次第、報告をお願いします。

- 行政委員会事務局長：12月1日の選挙管理委員会において、令和4年4月30日任期満了を迎える市議会議員選挙の日程について、告示日令和4年4月17日、投票日令和4年4月24日と決定したので報告する。

閉 会